

□ 児童虐待

対応のポイント

- ① 子どもにとってはなほだ不適切な養育環境になっていないかどうかで判断する。
- ② 疑わしいと感じたら、複数の教職員で確認する（早期発見の努力義務）。
- ③ 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 抱え込むことなく、早期に関係機関（市町および児童相談所）に通告する（通告義務）。
- ⑤ 疑わしい場合でも通告する（誤認であっても責任は問われない）。
- ⑥ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

関係法令

■児童虐待の防止等に関する法律■（H12.11.20施行 H26.6.13最終改正）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 ……身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

二 ……わいせつな行為をすること又は……わいせつな行為をさせること。

性的虐待

三 ……保護者としての監護を著しく怠ること。

ネグレクト

四 ……著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、……著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第5条 学校、……学校の教職員……児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

【早期発見の努力義務】

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【通告義務】

■虐待の種類■

身体的虐待

打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコによる火傷 等

性的虐待

性的ないたずらやわいせつ行為、性的暴行、性的行為の教唆 等

ネグレクト

衣食住の世話をせず放置、重大な病気になっても医者に連れて行かない、家に閉じこめている、保護者以外の同居人が虐待などを行っているにもかかわらず放置している 等

心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、脅かしたり、無視したりすることにより子どもに心理的な傷を負わせる、子どもの目の前で配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる 等

※ 保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合もあるが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要がある。

① 発見のきっかけ

虐待を疑わせるサイン

- 児童生徒の状況
 - ・不自然な傷が多い、不自然な時間の徘徊^{はいかい}が多い、衣服や身体が非常に不潔である、常に空腹状態である、体重増加が不良、傷や家族のことに不自然な答えが多い、性的なことで過度に反応したり不安を示したりする、理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。等
 - ・転入生の場合は、転入前の学校から情報を得る。
- 保護者の状況
 - ・地域の中で孤立しており、児童生徒に関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい、児童生徒が怪我をしたり病気になったりしても医者に見せようとしにくい。等

初 期 対 応

② 初動対応

虐待の事実確認と通告までの流れ及び情報管理

- 1 虐待が疑われると感じた教職員は、担当教職員に相談する。
 - ・生徒指導主任等、情報を集約する担当職員を決めておく。
- 2 担当教職員は管理職へ報告する。
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
- 3 管理職は関係教職員（担任・部活動顧問・養護教諭等）に多面的な情報収集を指示する。
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
- 4-1 関係の教職員で当該児童生徒を観察する。可能であれば、担任等、当該生徒と信頼関係がある教職員が状況を聴いてみる。ただし、必ずしも事実確認をする必要はない。
- 4-2 不登校等の場合は、家庭訪問等を実施して、必ず当該児童生徒の状況を確認する。
 - ・長期欠席もしくは断続的な欠席の場合は、保護者から明確な説明を求める。
 - ・病気の場合は、医師の診断を求める。既に通院している場合は医療機関との連携をとる。この場合、医師の守秘義務に配慮し、直接訪問し事情説明を行う。
 - ・保護者が家庭訪問等を拒否するなど、当該児童生徒との面会を拒む場合は、「立入調査」の必要があるかどうか、児童相談所に相談する。
- 5 職員会議等で通告について審議
 - ・虐待の事実が確認できなくても、疑わしければ通告する方向で検討する。

通 告

- 管内の関係機関への通告（虐待の疑いがある児童生徒を発見したら、速やかに通告する義務がある）。
 - ・学校（校長）から市町の福祉担当課及び児童相談所へ通告する。
 - ・緊急を要する状況（「いま危険」）があると校長が判断した場合は、所轄警察署への通報を優先する。
 - ・事実が確認できなくとも、疑われることがあれば通告する。
 - ・できる限り「通告書様式」を利用する。【「資料8」参照】※ 口頭では「相談」で終わる可能性あり。
- ・市町の福祉担当課・児童相談所は、虐待している保護者等には通告者名を明かさない。

参照…山口県健康福祉部「みんなでネットワーク」2011年

速報及び保護者への支援

- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
 - ・関係機関に通告した場合、必ず報告する（電話やFAX等）。
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 必要に応じて児童生徒・保護者への支援

③ 関係機関との連携

- 安全確認
 - ・市町と児童相談所は、通告後48時間以内に子どもの安否確認を行うので、要請があれば協力する。
- 「ケース会議」に出席
 - ・通告後72時間以内に開催されるケース会議（市町又は児童相談所が開催）に出席し、情報交換を行う。
 - ・ケース会議における対応方針・役割分担等、全教職員へ周知徹底する。
- 継続的な見守り
 - ・通告後も関係機関との緊密な連絡に努め、必要に応じて学校での様子を報告する。
 - ・関係機関と連携し、学校として支援可能な事柄に全力を注ぐ。
 - ・市町の主管する「要保護児童対策地域協議会」に出席し、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。
- 指針（※）に基づく定期的な情報提供
 - ・市町又は児童相談所の求めに応じて、定期的な情報提供を行う。

（※）「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（H22.3.24 文部科学省・厚生労働省通知）

中 期 ・ 長 期 対 応

当該児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・学校は、安心して生活できる安全な場所であることを伝える。
 - ・子ども自身の自己有用感を高める支援を行う。
 - ・よい行いや努力していることを認め、褒める。
 - ・虐待から身を守る方法を共に考える。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援
- 虐待のために遅れた学習支援や基本的生活習慣の確立等の自立支援
- 転校した場合は、転学先との情報連携

再発防止に向けた校内支援体制の充実

- 児童虐待について全教職員の危機意識の高揚
 - ・早期発見・対応及び支援方法等、すべての教職員が適切に対応できるように研修の充実を図る。

連携した対応・支援

当該児童生徒の保護者への対応

- 家庭訪問または保護者来校
 - ・担任や教育相談担当、スクールカウンセラー等による面談の機会を増やし、積極的に精神面でのサポートを行う。
 - ・信頼関係の構築を第一に考える。
 - ・当該児童生徒の行動や表現を理解できるように支援する。
 - ・関係機関等の情報を提供し、積極的に活用できるように支援する。

◆虐待が生じる背景例

- ・自尊心が低い、キレやすい、保護者自身の虐待経験、依存症他精神疾患 等
- ・育てにくい子ども、発達の課題、親子別々に生活し愛着不十分 等
- ・経済的貧困、夫婦の不和、再婚による気兼ね、仕事や経済的問題、身内の援助が得にくい、社会的に孤立 等

- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援
 - ・上記背景への継続的支援のため、福祉の専門家と積極的に連携する。

「要保護児童対策地域協議会」について

要保護児童対策地域協議会とは、子どもの虐待、非行、障害などに対する支援を目的とした、地域の子どもと家庭に対する援助のためのネットワーク会議のことである。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年の法改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が明記された。

会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で援助が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した援助を行うことが可能となる。

＜文部科学省「生徒指導提要」2010年＞

児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ②

人間への基本的信頼の欠如

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない。」「教員に心を開かない。」「反抗的な態度を取る。」「被害感が強い。」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している。」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

＜文部科学省「生徒指導提要」2010年＞